

民間住宅をお探しの65才以上の品川区民の方へ

品川区高齢者住宅生活支援サービス事業



あんしん居住サポート

民間賃貸住宅への住み替えでお悩みの方！
ぜひ品川区にご相談ください！

1. ご利用いただける方

- ① 65歳以上の一人暮らし、または同居者が全員65歳以上の世帯
- ② 居住する住宅について、次のいずれかの事由に該当すること
 - 賃貸住宅に居住し、立ち退き要求を受けていること
 - 保安上危険または保健衛生上劣悪な状態にある賃貸住宅に居住していること
 - 保証人がいない等の理由で住宅賃貸借契約の更新を拒否されていること
 - 家賃が高い等の理由で住宅賃貸借契約の継続が困難であること
 - 老朽化した自己所有の家を取り壊す必要があること
- ③ 申請者および同居者全員が区内に引き続き2年以上住所を有すること
- ④ 健康で独立して日常生活を営めることができ、自炊できること
- ⑤ 申請者および同居者の中に公的住宅の名義人がいないこと
- ⑥ 申請者および同居者が生活保護法による扶助を受けていないこと

①～⑥すべてに がついた方は、2. サービスの内容に進みます。
品川区へお電話のうえ、ご相談ください。

この事業は東京都の地域福祉包括補助金 生活支援付すまい確保事業の支援を受けています。

基準要件は裏表紙をご覧ください

2. 必須サービスの内容(基本サービス)



基本サービスは、①～⑤セットでのご利用となります。(選択制ではありません。)

基本サービス 利用必須

① 品川区高齢者 救急代理通報システム

警備会社との連携で24時間
センサーの見守りがあり、
万一の時は警備会社が
駆けつけあんしん!



令和6年4月から
月々のご利用料金は
かかりません。

② 定期連絡

- 転居後の定期的な連絡・訪問
- 協力店・家主等へ必要な連絡

③ 生活相談

- 居住者からの生活相談の対応支援
- 協力店・家主等との必要な調整

④ 緊急対応

- システム通報時の緊急対応が
必要な場合、関係者への連絡

サービス利用料(2年間)

4,800円(税込)

※契約時、更新時に必要です
※途中解約及び死亡時においても返却しません

※**転居支援** 必要な方には、転居時の諸手続の
お手伝いをします。



⑤ 家財撤去・残置物処分

- お亡くなりになった後に、
居室内の家財撤去・残置物処分
の実施

※預託金のお支払い

一括でのお支払いが難しい場合は
ご相談ください。



預託金(初回契約時のみ)

	1人	2人以上
1K	37,500円	40,000円
1DK	42,500円	45,000円
2DK~	47,500円	50,000円

※契約終了、または更新しない場合、預託金は返金します。
※家財撤去にあたり、不足が生じた場合、品川区の補助に
より充足します。

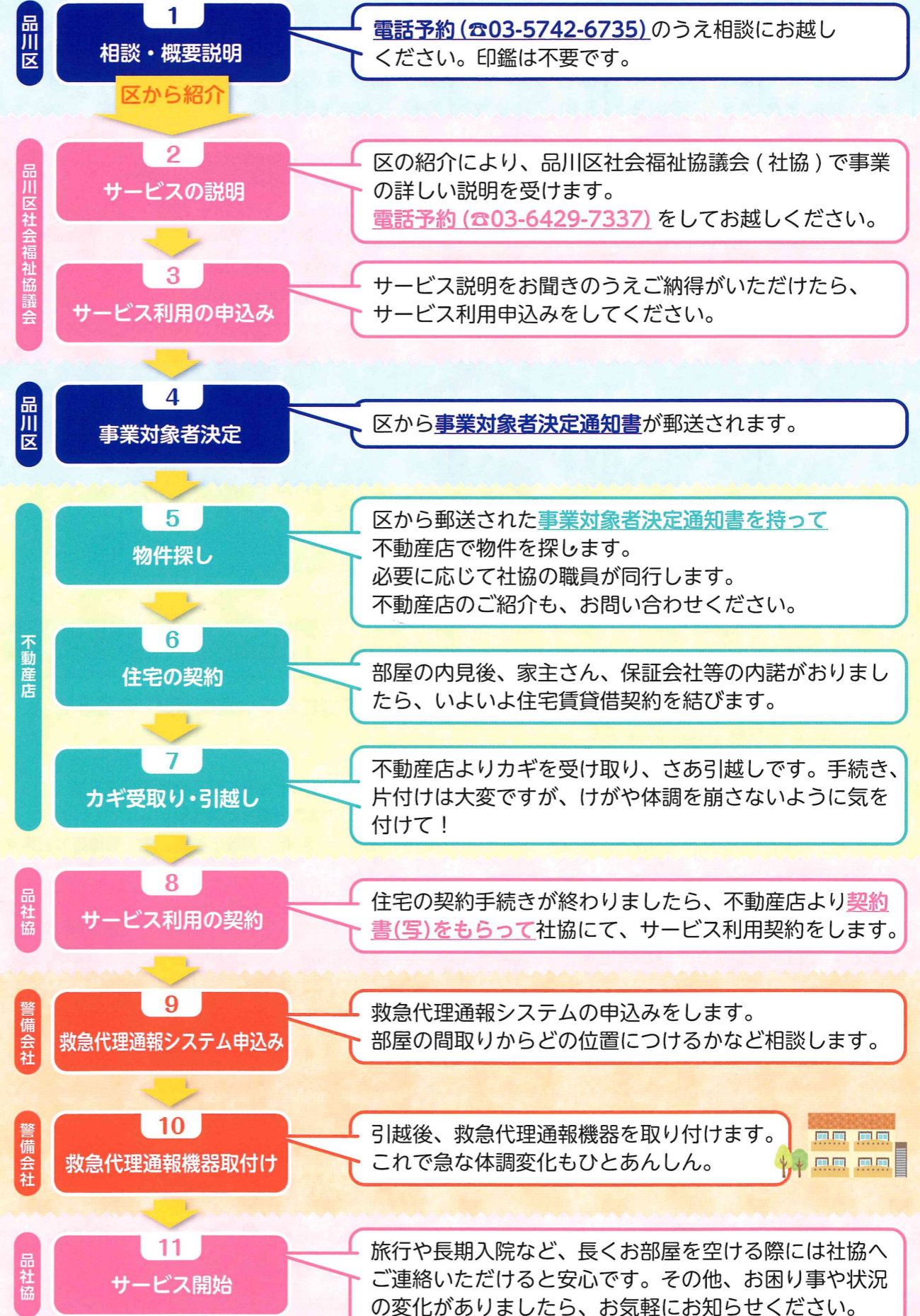
必要経費を確認してみましょう

項目	①救急代理通報システム (月額)	②~④各種サービス (2年間)	⑤家財撤去・残置物処分 (初回契約時のみ)
要件	課税・非課税	利用必須	間取: _____ K
あなたの金額	_____ 円/月	4,800円/2年	_____ 万円

※基本サービス以外にオプションサービスもあります。別紙をご覧ください。

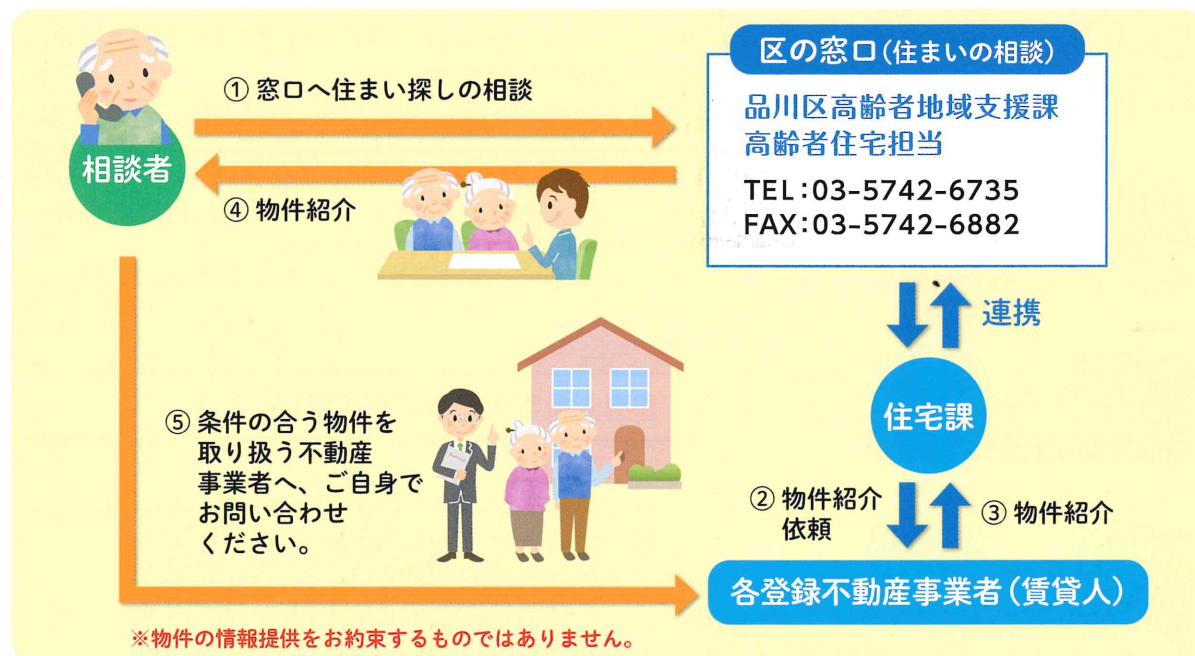
3. 手続きの流れ

主な窓口 ●…品川区 ●…品川区社会福祉協議会
●…不動産店 ●…警備会社



民間賃貸住宅への入居でお困りの方へ

品川区では区内に2年以上住所を有する65歳以上の方を対象に民間賃貸住宅をあっ旋し、引越しに掛かる費用（敷金・礼金・仲介手数料等）を助成する「住宅あっ旋事業」を実施しています。あんしん居住サポートをご利用予定の方も、必要に応じて申請ができますので、下記担当（品川区）までご連絡ください。



※ご不明な点は、品川区（☎03-5742-6735）までお問い合わせください。

当事業をご利用の場合は、東京都の地域福祉包括補助金（生活支援付すまい確保事業）の基準を満たしている住宅である必要があります。

- (1) 建築基準法等に違反する建築物でないこと。
- (2) 昭和58年6月1日以降に着工した建築物であること。ただし、既に地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合することが確認する場合についてはこの限りではない。
- (3) 消防法その他関連法令及び区市町村条例に基づき、住宅用火災報知器の設置、消防用設備等の設置、防火管理等の対策が確実に実施されていること。
- (4) 床面積は、原則16㎡以上とすること。
- (5) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条に規定される賃貸住宅の登録基準（国土交通省令及び「東京都住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に規定）に該当するものでないこと。



まずは **品川区** へご相談ください!

事業のお問合せ

品川区高齢者地域支援課
高齢者住宅担当

TEL:03-5742-6735 (月～金 8:30～17:15)
FAX:03-5742-6882

検索 品川区 高齢者の住宅

サービス等のお問合せ

品川区社会福祉協議会
あんしん居住サポート

TEL:03-6429-7337 (月～金 8:30～17:15)
FAX:03-6429-7600

<http://shinashakyo.jp/> 検索 品川区 社協

選択サービスの内容(オプションサービス)



引越後でも、ゆっくりご検討いただけます。(お問い合わせ ☎ 03-6429-7337)

オプションサービス 利用任意

生活支援サービス 申込み時支払

- 金融機関・区役所等への同行等
- 医療費・服薬費・入院費等の支払代行
- 要介護申請・認定調査同席等の支援
- その他要望に応じた訪問または同行



1人1時間

1,200円(税込)
+ 交通費

※1人または2人で対応します
※利用時間が1時間を超える場合は
30分ごと600円加算します

お別れサポート 契約時支払

① 火葬等支援

- 葬儀社の手配及び打ち合わせ
(遺体の引取り・搬送・納棺・火葬日の調整・保管等)
- ご希望の親族・関係者等への連絡
- 火葬の実施(火葬・収骨の立会い及び費用の支払い)
- その他の死後事務手続等

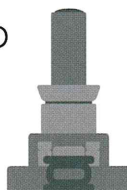


200,000円(税込)

② 納骨・埋葬支援

菩提寺等が決まっている方

菩提寺・納骨堂等が決まっている場合の
先方への支払実費及び事務手続・
遺骨搬送費・墓前の準備等



30,000円(税込)
+
菩提寺・納骨堂等への
支払実費

菩提寺等が決まっていない方

区内の合葬墓への納骨支援

菩提寺・納骨堂等が決まっていない場合の
合葬墓(養玉院如来寺)への納骨及び事務手続・
遺骨搬送費・墓前の準備・永代供養費等含む

100,000円(税込)



ご用意・お持ちいただく書類等

1. 品川区へご相談

2～3. 社協へご相談および利用申込み

- 印鑑（認印でかまいません。）

4. 事業対象者決定

- 事業対象者決定通知書

5. 物件探し

- 基本サービス利用申込書（写）

6. 住宅の契約

- 不動産店から指示されたもの

8. サービス利用の契約

- 新しくお住まいの住宅賃貸借契約書（写）
- 印鑑（認印でかまいません。）
- 必要経費（サービス利用料・預託金）

9. 救急代理通報システム申込み

- 印鑑（認印でかまいません。）
- システム使用料引落用口座の通帳か
キャッシュカード